参 考

出産育児一時金等の直接支払制度の利用等に関するフローチャート

出産しようとしている医療機関等が直接支払制度に対応していますか？

YES

直接支払制度を利用しますか？

YES

【手続き】

①被保険者証等を医療機関等に提示

②医療機関等と直接支払制度を利用する合意文書を取り交し

出産等に要した費用(*)は42万円以上ですか？

YES

42万円を超えた金額を医療機関等の窓口で支払い

以後手続き必要なし

NO

健康保険組合へ42万円と出産に要した費用との差額を請求

［必要書類］

・出産育児一時金等内払金支払依頼書（別添様式1）

・医療機関等から交付された出産費用の領収・明細書（写）

差額の支給

・出産育児一時金等内払金支払通知書交付（別添様式2）

NO

【手続き】

①被保険者証等を医療機関等に提示

②医療機関等と直接支払制度を利用しない合意文書を取り交し

出　産

窓口で出産等に要した費用(*)を全額負担

【手続き】

出産育児一時金の請求

［必要書類］

・医師・助産婦又は区市町村長からの証明（ない場合は戸籍抄本又は謄本を添付）を受けた出産育児一時金請求書

・医療機関等と取り交した直接支払制度を利用しない合意文書（写）

・医療機関等から交付された出産費用の領収・明細書（写）

出産育児一時金の支給

NO 【手続き】医療機関等と直接支払制度を利用しない合意文書を取り交し

出産費資金貸付制度利用しますか？

NO

出　産

窓口で出産等に要した費用(*)を全額負担

YES

貸付限度額 33．6万円(42万円の8割まで)

［必要書類］

＜出産予定日まで1か月以内の期間である方＞

・出産費資金貸付申込書（出産費資金借用書及び委任状を含む。）

・産科医療補償制度登録証（写）

・医療機関等と取り交した直接支払制度を利用しない合意文書（写）

・母子手帳（写）（出産予定日まで1か月以内であることを証明する書類でも可）

＜妊娠4か月（85日）以上で医療機関に一時的な支払が必要になった方＞

・出産費資金貸付申込書（出産費資金借用書及び委任状を含む。）

・産科医療補償制度登録証（写）

・医療機関等と取り交した直接支払制度を利用しない合意文書（写）

・医療機関からの請求書（又は領収書）

・母子手帳（写）（妊娠4か月（85日）以上であることを証明する書類でも可）

出　産

窓口で出産等に要した費用(*)を全額負担

健康保険組合へ出産育児一時金と出産費資金貸付額との差額を請求

［必要書類］

・医師・助産婦又は区市町村長からの証明（ない場合は戸籍抄本又は謄本を添付）を受けた出産育児一時金請求書

差額の支給

〈注〉 上記は、産科医療補償制度加入医療機関等において出産をした場合です。産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産については、出産育児一時金の支給額は39万円になり、直接支払制度及び出産費資金貸付制度の貸付限度額にも適用されます。

＊ 出産等に要した費用には、帝王切開等の保険診療を行った場合の窓口負担額（3割負担）を含みます。